

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について

1 概要

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（以下「本特例措置」という。）は、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するものである。受注者が安心して施工・受注できる環境を整備するため、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加が必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上するものである。

2 対象工事

本特例措置は、松阪市及び松阪市上下水道部が発注する工事を対象とする。（維持修繕業務委託等の維持工事も含む）

対象工事は、発注時に特記仕様書（施工条件明示一覧表等）に記載するが、入札公告への明示、追加特記仕様書の添付はしない。

なお、既契約工事についても対象とすることができる。

3 対象資材（調達検討資材）

供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材とする。

4 設計変更の流れ

（１）受注者から調達検討資材に関する協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

（２）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ①調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

5 実施の方法

本特例措置に基づき別途調達経費の設計変更を行う場合、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 発注者は、契約後（既契約工事については本特例措置適用後）速やかに工事打合せ簿（別紙1）にて「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の適用について」を添付のうえ、受注者に通知を行う。
- (2) 事前協議 受注者は、代替資材の調達等が別途必要となった場合には、工事打合せ簿（別紙2）により、資材を購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議を行うこと。その際、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するとともに、代替資材の場合は、設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出すること。
- (3) 実施報告（設計変更時） 受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙3）により、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」を監督員に提出すること。その際、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

6 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
- ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量 →設計変更不可。

設計図書の数量≤証明数量≤設計数量 →設計変更可。対象数量は証明数量

設計数量＜証明数量 →設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量
※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。(請負代金比率考慮)
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の契約時点の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

7 スライド条項の取扱い

本特例措置による設計変更内容は、建設工事請負契約書第 26 条（スライド条項）等の対象外とする。

8 適用期間

本特例措置は、中東情勢の影響を受ける当面の期間とする。なお、今後の情勢や運用状況を踏まえ、制度の必要性やあり方については適宜検討するものとする。

附則 本特例措置は、令和 8 年 8 月 5 日から適用する。